

## 志木市低炭素まちづくり協議会設置要綱

### (設置)

第1条 志木市低炭素まちづくり計画の策定につき、低炭素まちづくりに関連する各分野から構成する、志木市低炭素まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 「協議会」は、次の事務をつかさどる。

二酸化炭素の排出量の削減の取り組みや、歩いて暮らせるまちづくりに向けた様々な取組を体系的に計画し、公共施設への非化石エネルギー利用施設等の整備、交通機関の利便性の向上など、低炭素まちづくりに向けて先導的に取り組む。

### (組織)

第3条 「協議会」は、会長及び会員をもって組織する。

### (会員)

第4条 会員は学識経験者、交通事業者、エネルギー事業者、経済団体、環境団体、関係行政機関から選任する。（別表1）

2 会員は20人以内とする。

### (会長)

第4条 会長は、学識経験者から選任する。

2 会長は、「協議会」を総括する。

### (オブザーバー)

第6条 「協議会」はオブザーバーを選任することができる。

### (設置期間)

第7条 「協議会」の設置期間は、平成26年3月31日までとする。

### (会議開催)

第8条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

### (事務局)

第9条 「協議会」の事務は、都市整備部都市計画課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年10月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。